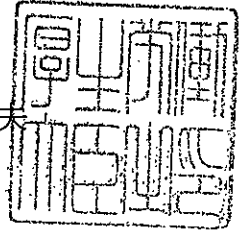




厚生労働省発能0325第6号
平成23年3月25日

労働政策審議会
会長 諏訪 康雄 殿

厚生労働大臣 細川 律夫



別紙「職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、
貴会の意見を求める。

職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令案要綱

- 一 職業能力開発総合大学校において、特定専門課程及び特定応用課程を設けるとともに、それらを体系的に実施する職業訓練課程として総合課程を設けるものとする。
- 二 特定専門課程及び特定応用課程の職業訓練基準等を設けるものとする。
- 三 この省令は、平成二十四年四月一日から施行するものとする。
- 四 その他所要の改正を行うとともに、所要の経過措置を設けるものとする。